

阿賀野市告示第13号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条及び同法施行令（昭和27年政令第59号）第11条の規定により、令和6年度地籍調査事業の実施を次のとおり定めた。

令和7年1月10日

阿賀野市長 加藤博幸

1 事業計画告示年月日

令和6年5月21日 新潟県告示第634号

令和6年7月5日 新潟県告示第783号

令和6年11月1日 新潟県告示第1184号

2 調査を実施する者の名称

阿賀野市

3 調査区域

学校町の一部、百津町の一部、金田町の一部、中島町の一部、中島の一部

4 調査期間

令和6年4月1日から

令和7年3月31日まで